

資料番号	19
------	----

令和8年5月25日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 藤井
内線 3884

広島県水防計画の修正について

1 要旨

広島県水防計画について、令和8年5月22日（金）に開催した広島県水防協議会で承認を得たため、改定した。

2 現状・背景

広島県水防計画は、水防法に基づき、県下における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際して、水防管理団体(市町)が行う水防活動が十分に行われることを目的として定めている。

毎年度、計画に関連する事項について変更等があった場合、広島県水防協議会の承認を得て修正を行っている。

3 概要

(1) 計画期間

—

(2) 修正に当たっての考え方

水防法の一部改正に伴う氾濫通報制度の新設等を踏まえ、所要の修正を行う。

(3) 主な修正箇所

ア 氾濫通報制度の新設

水防法の一部改正に伴い、河川管理者等の公物管理者に氾濫等の通報義務が課されることとなった。県管理河川においては、洪水予報河川（流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるもの）として指定している次の2河川を対象河川とし、氾濫等の通報対象区域や通報の基準を水防計画に定める。

河川名	区 域	観測所	氾濫発生水位 (m)
黒瀬川	呉市郷原町二級ダムから海まで	町田	4.35
沼田川	(左岸)三原市本郷町船木字兼広 1359-9 地先から海まで	七宝	5.62
	(右岸)三原市本郷町船木字藤附 1211-2 地先から海まで	船木	5.78

イ 水防警報（海岸）発令基準の変更

令和8年5月29日から新たな防災気象情報が運用開始されることに伴い、これまで水防警報（海岸）発令のトリガーとなっていた高潮注意報・警報の情報名称や発表基準が変更となるため、水防警報発令基準値の見直しを行う。

ウ 河川監視カメラの設置拡充

洪水時における河川の状況を画像として提供できる「河川監視カメラ」を令和6年度までに159箇所の整備を完了しており、今年度出水期までに新たに34箇所の運用を開始する。

エ その他の主な修正箇所

【 項 目 】	【 修 正 内 容 】
別表第3 水防管理団体一覧表	消防団員数の異動
別表第6 重要水防箇所及び対策表等	重要水防箇所の修正 (国)
別表第7 水防活動の利用に適合する予報及び警報	名称・発表基準の修正等
別表第9、10 洪水予報の名称と発表基準 (国・県)	名称・発表基準の修正等
別表第11～16 洪水予報伝達系統図 (国・県)	名称・発表基準の修正等
別表第23 水位観測所・危機管理型水位計・河川監視カメラ一覧	基準水位等の修正 (国)
別表第28 水防施設・備蓄資材一覧表	備蓄資材・水防車両の更新
別表第30 氾濫等の通報	氾濫通報制度の新設による修正等
別表第35 雨水出水浸水想定区域	新規指定による修正
別表第17、18、27	組織名称・連絡先の修正

(4) 根拠法令

水防法第7条第1項

4 参考

令和7年度広島県水防計画について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/suiboukeikaku.html>